

編集委員会運営に関する内規

平成 21 年 11 月 12 日制定

平成 23 年 12 月 8 日一部改定

平成 25 年 7 月 18 日一部改定

平成 26 年 7 月 24 日一部改定

平成 27 年 7 月 23 日一部改定

2022 年 6 月 17 日一部改定

(目的)

1. この内規は、本会が発行する「大学等環境安全協議会会誌」(以下、会誌という)および「環境と安全 “Journal of Environment and Safety”」(以下、論文誌という)の企画や編集に関する審議および業務を行う編集委員会(以下、委員会という)運営のために、これを定める。

(委員会の構成)

2. 委員会には委員長を置く。委員長は、会長の指名により、理事のうちの 1 名が務める。
3. 委員は約 10 名とし、委員は会員の中から委員長が指名する。なお、委員長は委員定数以外に、国外に若干名のインターナショナルエディターを委嘱することができる。
4. 委員会には、編集担当幹事 2 名を置く。編集担当幹事は、委員の中から委員長が指名する。ただし、委員長が兼ねることを妨げない。
5. 委員長及び委員の任期は、2 年とし、その再任を妨げない。

(委員の職務)

6. 委員の職務は、次のとおりとする。
 - a. 委員長
 - ①会誌および論文誌の編集を総括する。
 - ②委員会を招集し、議長となる。
 - b. 編集担当幹事
 - ①委員長を補佐し、必要の際は、その代理を務める。
 - ②会誌および論文誌発行の編集および事務を管理する。
 - ③理事会との連絡を行う。
 - ④会誌および論文誌の発行に関する予算、決算を管掌する。
 - c. 委員
 - ①投稿原稿の審査、校閲を行う。

(委員会)

7. 委員会は、原則として年 2 回開催する。
8. 委員会は、次の事項を協議し、決定する。

- a. 会誌および論文誌の企画・編集方針に関する事項
- b. 論文審査に関する事項
- c. その他会誌および論文誌の編集に関する事項

(意見の聴取)

- 9. 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(会誌の発行)

- 10. 会誌には、校閲を通過したものを掲載する。
- 11. 会誌の発行は、冊子体とする。

(論文誌の発行)

- 12. 和文誌・英文誌とともに、原著 (Research Papers)、短報 (Short Communications)、総説 (Reviews)、論説 (Commentaries)、報告 (Topics & Reports) 等を掲載し、詳しくは投稿規程に定める。
- 13. 投稿原稿は、編集委員長が受理、登録する。
- 14. 論文誌には、投稿原稿審査を通過したものを掲載する。
- 15. 投稿原稿審査の手続きは、別に定める投稿原稿審査要綱に従う。
- 16. 論文誌の発行は、冊子体およびオンラインジャーナルとする。

(庶務)

- 17. 会誌および論文誌の発行事務は、本会事務局および編集委員会事務局で行う。

(変更)

- 18. 本内規の改定は委員会の承認を得て行う。

(雑則)

- 19. この内規に定めるもののほか、本委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に置いて定める。